

低炭素建築物工事完了報告についてのお願い

低炭素認定建築物の工事完了時には 工事が完了した旨の報告書(完了報告書)の提出が必要です

大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第5条により、低炭素認定建築物に係る工事が完了したときは、速やかに工事が完了した旨の報告書を提出してください。

提出の際には、以下の資料を添付くださいますようお願いいたします。(正・副2部)

- 報告書「工事が完了した旨の報告書」(市施行細則様式第4号)
 - ・様式は大津市ホームページの「低炭素建築物認定制度」のページよりダウンロードしてください。
- 委任状(代理者が認定申請時に報告手続を委任されていない場合のみ)
- 建築基準法に基づく検査済証の写し
- 施工写真 もしくは 納品書の写し(写真での判別が困難なもの)
- 工事中の軽微な変更に関する図書(工事中に軽微な変更があった場合のみ)

…施工写真について

省エネ性能が確保されていることが確認できるもの

◆断熱材の種類、厚み、施工箇所が確認できるもの

◆外部建具の仕様が確認できるもの

◆省エネ計算に反映されている各設備の施工状況が確認できるもの

・空調設備 ・換気設備 ・給湯設備

・照明設備 ・発電設備 等

◆その他措置(低炭素化に資する設備)の施工状況が確認できるもの

・木造の場合、構造が確認できるもの(棟上の写真等)

・設備等の場合、施工状況が確認できるもの

各項目数枚ずつ添付ください。



お問い合わせ：大津市 建築指導課

TEL 077-528-2774

FAX 077-523-1505